

で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章 罰則

第十九条 本人特定事項を隠ぺいする目的で、第三条第四項（第五条第二項、第六条第三項及び第四項並びに第九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。貸与時本人特定事項を隠ぺいする目的で、第十条第二項において準用する第三条第四項の規定に違反した者も、同様とする。

第二十条 第七条第一項の規定に違反して、業として有償で通話可能端末設備等を譲り渡した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 相手方が第七条第一項の規定に違反していることの情を知って、業として有償で当該違反に係る通話可能端末設備等を譲り受けた者も、前項と同様とする。

第二十一条 自己が契約者となつてない役務提供契約に係る通話可能端末設備等を他人に譲渡した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 相手方が通話可能端末設備等に係る役務提供契約の契約者となつてないことの情を知つて、その者から当該通話可能端末設備等を譲り受けた者も、前項と同様とする。

3 業として第一項又は前項の罪に当たる行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

1 第十条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項の規定に違反して通話可能端末設備等を交付した者

2 第十条第二項において準用する第四条第一項の規定に違反して貸与時本人確認記録を作成せざり、又は虚偽の貸与時本人確認記録を作成した者

3 第十条第二項において準用する第四条第二項の規定に違反して貸与時本人確認記録を作成しなかつた者

2 相手方が第十条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項の規定に違反していることの情を知つて、当該違反に係る通話可能端末設備等を交付した者

3 第十条第二項において準用する第四条第二項の規定に違反して貸与時本人確認記録を作成した者

未設備等の交付を受けた者は、五十万円以下の罰金に処する。

その他これに類似する方法により人を誘引した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 第二十三条 第二十条、第二十一条第一項若しくは第二項又は前条第一項第一号の罪に当たる行

為の相手方となるよう、人を勧誘し、又は広告

者には、二年以下の懲役若しくは三百万円以下

の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第二十四条 第十五条の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰

金に処し、又はこれを併科する。

1 第十三条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

2 第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第十九条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

2 第二十七条 第十四条第一項の規定による当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2 第二十八条 第二項から第四項まで及び第四条の規

定は、前項の規定により携帯音声通信事業者が施行時利用者本人確認を行う場合について準用する。この場合において、第三条第二項から第

四項までの規定中「相手方」とあるのは「施行時利用者」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「施行時利用者本人確認」と、前条

第一項中「携帯音声通信事業者は」とあるのは「媒介業者等は」と読み替えるものとする。

2 第二十九条 携帯音声通信事業者は、施行時利用者であつて附則第二条第一項本文（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの又は代表者等が施行時利用者本人確認に応じない場合には、当該施行時利用者又は代表者等がこれに応じるまでの間、当該携帯音声通信役務の提供その他の役務提供契約に係る通話可能端末設備により提供される当該携帯音声通信役務以外の電気通信役務の提供を拒むことができる。

2 第三十条 総務大臣は、携帯音声通信事業者が、施

行時利用者本人確認の業務に關して附則第二条

第一項の規定、同条第二項において準用する第

三条第二項若しくは第十二条の規定、同条第三項において準用する第四条の規定又は附則第三項において準用する第四条の規定若しくは第十二条の規定に違反していると認められるときは、当該携帯音声通信事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、媒介業者等が、施行時利用者本

人確認の業務に關して附則第三項において準用する第三条第二項若しくは第三項又は附

則第二条第一項の規定に違反していると認めるときは、当該媒介業者等に対し、当該違反を是

正するために必要な措置をとるべきことを命ず

ることができる。

2 第三十一条 前条の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に

処し、又はこれを併科する。

2 第三十二条 第二項まで、第四条、第十

二条及び前条第一項の規定は、第一項の規定に

より媒介業者等が施行時利用者本人確認を行

う場合について準用する。この場合において、第

三条第二項から第四項までの規定中「携帯音声

通信事業者」とあるのは「媒介業者等」と、同

二条第一項及び第四項中「本人確認」とあるのは

「施行時利用者確認」と、第十一条第一

二条第一項において準用する第三条第三項

の規定によれば、(以下「施行時利用

務の提供を受けている者(以下「施行時利用

者」という。)について、総務省令で定める日

(経過措置)

第二条 携帯音声通信事業者は、この法律の施行の際現に役務提供契約に基づき携帯音声通信役務の提供を受けている者(以下「施行時利用

者」という。)について、総務省令で定める日

(経過措置)

第二条 携帯音声通信事業者は、この法律の施行の際現に役務提供契約に基づき携帯音声通信役務の提供を受けている者(以下「施行時利用

者」という。)について、総務省令で定める日

第四項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する第一項又は前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は

人に対して当該各項の罰金刑を科する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第八条 この法律の規定については、この法律の施行後一年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成二〇年六月一八日法律第七

六号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二二年一二月三日法律第六

五号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八

号)

抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

公布の日